

四街道市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な 集団活動事業の利用支援事業実施要綱の制定について

1 制定の目的

本要綱は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 59 条第 1 項第 4 号の規定に基づく地域子ども・子育て支援事業として、小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動の利用に係る給付金を支給することにより、当該活動の利用者における経済的負担を軽減し、もって多様な事業者の参入促進及び能力活用を図ることを目的として制定するものです。

2 事業の概要

次のとおり国が示す要綱と同様の基準で給付事業を実施します。

(1) 支援対象経費	対象施設等を利用する満 3 歳以上の幼児の保育料
(2) 給付上限額	対象幼児 1 人当たり月額 20,000 円
(3) 給付方法	保護者からの申請に基づく償還払い
(4) 対象施設等の基準	主な基準は①～⑤のとおり
①職員	3 歳児 20 人につき 1 人＋4 歳以上児 30 人につき 1 人 (最低 2 人以上) 職員のうち 3 分の 1 以上が幼稚園教諭、保育士等
②設備	保育室の面積：幼児 1 人当たり 1.65 m ² 以上 必要設備：調理室、トイレ、手洗用設備、遊具等 ※いずれも野外保育の場合を除く
③対象施設等	開所時間：概ね 1 日 4 時間以上 8 時間未満 開所日数：週 5 日以上かつ年間 39 週以上
④非常時の対応	消火用具の設置 非常災害に対する計画策定及び訓練の実施
⑤幼児の処遇等	教育・保育計画等の作成 幼児の健康管理・安全管理 職員・幼児の処遇に関する帳簿の整備 適切な会計処理
(5) 事業費の負担割合	国、県、市それぞれ 3 分の 1 ずつ

3 要綱の案文

要綱の案文につきましては、別紙「四街道市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業実施要綱（案）」をご参照ください。